

居住安定援助賃貸住宅（居住サポート住宅）事業への公営住宅の利用について

■ 制度の概要について

公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して、健康で文化的な生活を営むための住宅を低廉な家賃で提供するために整備したものであり、県では、88団地、約7,300戸の住戸を管理しています。

令和7年10月から改正住宅セーフティネット法が施行されることに伴い、社会福祉法人や居住支援法人などが「居住安定援助賃貸住宅（居住サポート住宅）」として、公営住宅を利用することが可能となりました。（別紙参考）

県では本事業への利用可能な空き室がありますので、「居住安定援助賃貸住宅事業」を検討されている事業者は住宅対策室までご相談ください。

■ 目的外使用の手続きについて

公営住宅を「居住安定援助賃貸住宅（居住サポート住宅）」として利用する場合、目的外使用許可の手続きが必要となります。（詳しくは、[こちら](#)をご覧ください。）

なお、使用許可を受けようとする場合は、事前に使用する公営住宅の自治会等へ事業概要などを説明し、事業への理解を得ていただくとともに、使用許可後は、入居者若しくは入居者の代わりに自治会活動に参加していただくなど、入居者への支援体制を構築していただく必要があります。

※ 公営住宅を利用できる事業者については、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第44条第3項に規定する認定事業者に限られます。

2. 居住支援法人等が入居中サポートを行う賃貸住宅の供給促進

【住宅セーフティネット法】

居住支援法人等が大家と連携し、

① 日常の安否確認・見守り

② 生活・心身の状況が不安定化したときの福祉サービスへのつなぎを行う住宅(居住サポート住宅)を創設

＜改正前＞セーフティネット登録住宅(H29創設)

「**大家**が拒まないこと」、「その**物件情報を公表**すること」で要配慮者に住宅を供給



＜改正後＞**居住サポート住宅を創設**

「**居住支援法人等**※が**サポートを行うこと**」で要配慮者に住宅を供給

※サポートを行う者は 居住支援法人以外も可能

① ICT等による**安否確認**



要配慮者



大家

連携

① 訪問等による**見守り**

居住支援法人等

要配慮者の生活や心身の状況が不安定になったとき



要配慮者

② **福祉サービスにつなぐ**

居住支援法人等

・市区町村長(福祉事務所設置)等が国土交通省・厚生労働省の共同省令に基づき**認定**
・改修費等の補助により供給を促進(令和6年度予算)

福祉サービス(例)

■ **低額所得者**

(自立相談支援機関
福祉事務所)

・家計把握や意欲向上の支援
・就労支援、生活保護の利用



特例

生活保護受給者の場合、
住宅扶助費(家賃)について
代理納付を原則化

■ **高齢者**

(高齢者福祉の
相談窓口)

・ホームヘルプ、デイサービス



■ **ひとり親**

(福祉事務所
母子家庭等就業・
自立支援センター)

・母子・父子自立支援員
による相談、助言
・こどもの生活指導や学習支援



■ **障害者**

(基幹相談
支援センター)

・ホームヘルプ、デイサービス
・就労支援



※福祉の専門的な支援を必要とする場合は、要配慮者の
特性に応じて福祉サービスを実施する関係機関につなぐ

特例

入居する要配慮者については**認定保証業者**
(1. 参照) が**家賃債務保証**を**原則引受け**